

広島県告示第五百三十七号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第二項の規定によって、次のとおり監督処分を行った。

平成三十年七月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 監督処分をした年月日

平成三十年六月二十五日

二 監督処分を受けた建築士事務所

1 名称及び所在地

花田建築設計事務所

尾道市美ノ郷町本郷三三二五

2 開設者の氏名

花田 等

3 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別及び登録番号

一級建築士事務所

広島県知事登録一六（一）第二一八二号

三 監督処分の内容

建築士事務所の閉鎖十四日間（平成三十年九月一日から）

四 監督処分の原因となった事実

花田建築設計事務所の管理建築士である花田等が、建築士法第十条第一項の規定により国土交通大臣から十四日間の業務の停止を命じられた。

このことは、建築士法第二十六条第二項第四号に該当する。